

江別市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の改正について

1. 概要

地域包括支援センターの柔軟な職員配置を進めるために、介護保険法施行規則の改正が行われ、令和6年4月1日から施行された。

それを受け、市の地域包括支援センターの人員配置基準を定める「江別市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」について、必要箇所の改正を行っている。

2. 地域包括支援センター職員配置基準

(1) 現状

1つのセンターの担当する区域における第1号被保険者3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を、常勤・専従でそれぞれ1名配置することとされている。

(2) 改正内容

- ① 現行の地域包括支援センターの職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要と認めるときは、常勤換算方法によることを可能とする。

※常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間を常勤職員の勤務すべき時間数で除することにより、当該職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

- ② 地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域として、当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計職員数を当該複数のセンターに配置することで、それぞれのセンターの職員配置基準を満たすものとする。この場合でも、各センターに2職種を配置することとする。

3. 当市の対応

各地域包括支援センターと協議した結果、当市の職員配置については、一定程度必要な職種の確保ができていることから、現状の職員配置基準の維持に努め、基準緩和の必要が生じた場合には、改めて介護保険事業等運営委員会で協議いただくこととする。

活用イメージ

① 常勤換算方法による配置

<例>

A地域包括支援センター 第1号被保険者数 6,000人

現状



※常勤職員の勤務時間数は運営法人の規定による例では月150時間勤務とする

現状の職員配置から、保健師が退職し、常勤の保健師を配置できなかった場合、現状の配置基準では欠員となるが、常勤換算方法による職員配置を行うことで、欠員を解消できる。



② 複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を配置

<例>

A地域包括支援センター 第1号被保険者数 6,000人

B地域包括支援センター 第1号被保険者数 6,000人

現状



A包括では社会福祉士が、B包括では保健師が退職し、配置ができなかった場合、現状の配置基準では欠員となるが、A包括とB包括の圏域を一つの区域とみなすことで、配置する職員の選択肢が広がる。

A+B地域包括支援センター 第1号被保険者数 12,000人



配置職員は6人。各地域包括支援センターに2職種を配置することになるため、どの職種を配置しても基準を満たすこととなる。